

第三章  
近世



## 史料解説

### 一、近世史料の所蔵者について

本史料集は楽々浦の瀬崎藤右衛門、今津の上崎茂、桃島の秦忠雄の三家を中心に今津の加藤二郎、上山の岩本徳兵衛、豊岡の峰高行弘、畑上の浄徳寺等の個人所蔵者の好意ある古文書の提供と戸島区有文書、今津公民館文書、来日公民館文書、桃島公民館文書、結区有文書、飯谷区有文書等各区有文書の提示にみられる積極的な協力によって生れたものである。中でも、瀬崎家文書・上崎家文書・秦家文書・戸島区文書は歴大な量にのほり、しかも、その中には貴重な文書が数多く含まれている。しかし、『城崎町史』につづく『城崎町史料編』として、そのものの本質から特定の所蔵者の文書や一部の区有文書に片寄らないようにする必要があり、できるだけ多くの所蔵者や区有文書を収載するように留意した。同じ種類の同じ内容の文書であれば収録数の少ない所蔵者を優先することを考慮したが、結果としては、後述するよう質量ともに沢山の文書を所蔵しているものの中から多くの史料を収載することになった。

### 二、近世史料の概要

#### 1、近世史料の構成

近世史料は前述したように、予想以上の歴大な古文書から貴重と思われるものについて厳選し、その史

料の存在状況をもとに近世史料の構成を作り編集していったものである。

編集を終えるまで、龐大な古文書であっただけにその解説は大変な努力と苦勞を要するものであった。本史料編に載せた史料の何倍もの古文書の解説は一朝一夕になしうるものではない。昭和五十七年以来四年余りにわたる武庫川女子大学文学部教育学科の安達ゼミの学生たちの協力によってできたものである。暑い夏期の休み中や十二月のクリスマス前後の冬休みに、学生たちは懸命に頑張ってくれた。その学生は延べ人数で一三〇名にも達する。

史料編の目次にしめした近世の城崎町の歴史の流れは町内に保存されている古文書そのものであると考えて差支えない。貴重と思われる古文書についてもそのすべてが本史料編に収載できたわけではない。例えば、村の姿をとらえるのに不可欠な「明細帳」についても、細目次にしめした六点だけでなく、数倍の点数があった。しかし、そのすべてを収載することは不可能であり、各村から年代の古い一冊を選ぶことになった。こうした苦しい史料選択は他の古文書についても同様であった。また、貴重な古文書の場合は同じ種類の文書が多くの所蔵者から出てくることも少なくなかった。例えば、「定免制」についての訴訟文書や凶作に伴う「破免願い」は農民の窮状に係わるものであり、各村に共通する問題であり、同じ種類の文書が多くの村の文書の中にあるのは当然であった。また、幕府巡見使への「城崎郡五〇カ村惣百姓の訴え」のような文書は但馬全域の農民の叫びであり、多くの村の貴重文書として大事に保存されてきた。こうした場合に各所蔵者の中から一点を選び収載するように努めた。

## 2、近世史料の概要

## (1) 村々の概要―検地帳と明細帳

城崎町史の基礎史料として領主関係文書や検地の実施、村明細帳等々の史料(一〇二八)を最初に載せた。(一)内の数字は細目次の史料番号である)領主支配をしめす史料としては「今津村の領主年代記」(二)があり、承応三年(一六五四)から寛政十二年(一八〇〇)まで一五〇年におよぶ領主・代官名が記載されている。また「城崎支配日記」(二)も豊岡城造営の天正八年(一五八〇)から文化十四年(一八一七)までの二三〇年余の領主支配の変遷を記している。この文書は後半に寛文六年(一六六六)から天明八年(一七八八)までの変事を細かく記載している。例えば、宝永元年(一七〇四)、明和六年(一七六九)の両度にわたる「伊勢ぬけ参り」のことや凶作・飢饉の状況も記しており、興味ぶかい。「牢番の費用と牢の経費」「番人の諸費用の書上げ」(六)に関する史料は江戸時代における牢番制や牢番の費用、番人(番非人)の活動の状況とそれに伴う諸経費が詳しく記されている。とくに「番人の諸費用の書上げ」においては各地の番人や番人頭(番非人頭)の分布や番人の広範囲にわたる役割分担など解明できる記録である。

検地帳と 城崎町内からは文禄・慶長期の「古検」に関する史料を発見することはできなかった。但地誌帳 馬国における「古検」として「寛永検地」を指す史料もあるが、その寛永検地帳もなく、延宝四年(一六七六)の「地誌帳」、同五年の「田畑反別帳」が一番古いものであった。延宝の総検地は延宝五〜七年に実施されたものであるが、四年の「地誌帳」には地字のところに並記されている「古検」や「分米」「石盛」等の記載がすべてなく、形式的には不完全なものである。

村々の様子 江戸時代の村々の様子を知る絶好の史料が明細帳である。明細帳はその名のしめすとおり  
 明細帳― 村高・貢租・用水・山村入会・家数・人口・農間稼ぎ・寺院・神事などを調査し役所に提出したものである。

延享元々三年（一七四四～四六）に作成された二冊をあげているが、これは恐らく、幕府巡見使あてに提出したものと同類と考えられるが、一般的には領主や代官の廻村や領主の代替りなどの場合に差し出すものであった。

戸数 と 宗門改帳は厳しくなったキリスト教禁止と関連して住民の宗旨を調べ、キリスト教徒を摘人口の変遷 発するため作成されたものであった。したがって、宗門帳には、キリスト教が邪宗門であり、決して油断してはならず、その制禁を犯せば庄屋・年寄・五人組まで罪科に処せらるべき旨の前書きがあり、そのつぎに村住民が家ごとに全員書きあげられ、最後に寺院がキリスト教徒でない旨の証明をし、請状が記されている。この宗門帳は実際には戸籍の役割を果たしたわけで村役人が保管し、原則として毎年作成させたといわれているが、城崎町の各村には宗門改帳は殆んど残されてはいない。安永六年（一七七七）久美浜代官万年七郎右衛門が丹後・但馬の郡惣代庄屋あてに、寛文中（一六六一～）より安永五年までの宗門帳の提出を求めた（一九）時にも惣代庄屋は、新しい宗門帳を差し出せばあとは不用のものと心得て保存することはしていない、と返事していることにより、その当時すでに各年代の宗門帳は保管されていかなかったと考えられる。文久二年（一八六二）の楽々浦の宗門帳は城崎町域ではめずらしく、記載形式も備わったもので土地保有・家族構成・年齢構成・奉公人・本百姓・無高・水呑百姓等々が記載され、貴重な史料である。奉公人関係では貧しい百姓家の女子は遠く京都へ、男子は近隣村内の百姓家へ年季奉

公に出かけていることがわかる。また、「九日市村宗門改帳」(二三)ではその檀那寺が法華宗の勝妙寺をはじめ、妙楽寺村の真言宗妙楽寺、豊岡町の浄土宗来迎寺、浄土真宗徳証寺、出石町の同宗福成寺、気多郡土淵村の浄土宗専念寺、八代村の同宗光顕寺等七カ寺に分かれている。九日市村の形成、発展の過程の中で各村からの出作移住があつた歴史をしめしている。この宗門帳の中で注目すべきは宗門帳作成に際し、「茶筌宗門御改帳」「非人番宗御改帳」として「茶筌」「非人」を末尾に一括して記載して戸籍の中に身分差別的な扱いを固定しようとしていることである。

「森組十三カ村の家数、人数書上帳」(二六)は寛政三年(一七九二)から慶応三年(一八六七)まで七〇年間の人口の変遷・婚姻・出生の年度ごとの実態を伝えている。

## (2) 年貢の納入—定免・増免

農民生活に最も重要なことは年貢の負担とその納入法の問題であつた。年貢納入の状況をみるため「年貢免状」と「年貢皆済目録」を載せている。城崎地方の年貢免状に小物成が明示されてくるのは比較的小そく、享保期に入ってからであり(三一)、その主なものは山役・川役・楮役・綿代等であつた。その小物成の内容について細かく書きあげた「書付」(三三)は興味ぶかい史料である。これとならんで、年貢諸役の内容を具体的にしめしているのが「桃嶋村の百姓持高と年貢諸役の負担」(四三)である。但馬国城崎郡・二方郡・気多郡・養父郡ではすでに年貢諸役は銀納であつたが、(三七)、この文書で本年貢・小物成・諸役すべて代銀納であり、初納・弍納・三納と三回に分けて上納していることがわかる。また、百姓毎の保有高・取米高・小物成が克明に記帳されており、保有高にたいする取米の割合は八〇〜八三パー

セントと非常に高率になっている。諸役を含めた全体にたいする取米の割合をみても大体同率で、但馬地方の農民の苦渋の様子がうかがびあがってくる。

但馬地方の農民により大きい難題となったのが、定免の切替時に執拗に要求してくる領主

#### 定免と増免

の増免問題であった。年々の検見取りに苦しめられてきた農民は五年或いは一〇年の定免制をたてに生活を守ってきた。しかし、定免制の切替時にはまたしても増免の請負を命じてきた(四四)。これにたいして、農民は当然のごとく前年までの通りの定免延長を求めた(四五・四六)。増免を請けなければ定免を認められないとの強圧にたいして、連年の凶作を理由にそれを拒否し、三役連印の願書(四六)を提出していった。しかし、全面的に増免を拒否できず、桃嶋村は一升五合、津居山村は三合のように微量の増免を認める村もあった(四七・四九)。

破 免 と 定免制実施の中にあつて困るのは旱魃・長雨洪水・大風・虫害等による凶作の発生であつて検見願ひ した。大雨・洪水により五、六日も水底になり苗腐りをおこしたこと(五一)や虫害によつて損毛が甚大であつたとき(五三)など、「破免願」を出し、作柄の検見を上願するのは当然であつた。しかし、破免願ひも聞きいれられず(五四)、また、聞きいれられた場合も検見に要した費用はすべて村々百姓の負担になつた(五五・六一)。

#### (3) 村々の政治と農民統制

村役人と 江戸時代も中期をすぎると村々で階層分解が進行し、村役人・地主と村民・水呑百姓との  
触れ 状 間に矛盾が増大してくる。今津村におこつた庄屋給の引き下げ問題をめぐる庄屋と村民の



対立（六七・六八）もその一つであり、同時に小前百姓の成長をしめすものでもあった。庄屋の跡役を村中で相談し、入札によって決めていったこと（七〇）は小前百姓の成長をしめす事例ともいえよう。

領主側の政治の動きを知る直接的史料が触れ状や条目である。享和二年（一八〇二）に、久美浜代官は領内の村々あてに出稼ぎ禁止、人返しの触れ状（七四）を出している。貧しい農民にとって「上方稼ぎ」は不可欠であったが、出稼ぎのまま上方にとどまり、但馬にたちもどらないものが少なくなかった。農地は不毛の地になり、代官所は冬期の稼ぎは格別としても長期の出稼ぎは禁止、立ち帰らざるものは嚴重に調査し、人返しを命じた。

また、村々の「穢多・非人」身分のものに対しても田畑・屋敷を保有し、年貢米銀上納のものを詳しく調べ、書付けによって報告することを追記のかたちで命じている。きびしい身分差別によって排除する政策をとりながら一方において年貢納入者として役割を重視していたことをしめしている。

**村法**と 村法には領主からの触れ状に強い影響をうけ、それを具体化しただけの村法（八〇）と**村の諸記録** 民の生活を自らの力で守るために作成した村法（七八・七九）とがある。神事祭礼・盆踊り・狂言・歌舞伎の禁止、踊り狂言の諸道具の取り上げなど各村の細かい規制の段階から次第に但馬五郡の惣代庄屋の立会による「但馬五郡規定」（八二）にまで格上げを計り、規制を強化する動きが出て来ている。

村の生活を知る上で「小入用帳」は価値の大きい史料である。宝暦十一年（一七六一）の桃嶋村の小入用帳（八四・八五）は三月から十月までの年貢納入・そのための人足賃・村普譜諸費用・諸帳簿作成代・湯嶋や久美浜代官所までの出張費・船賃・郡中割等の農民負担が克明に記されている。今津村の「御用并

諸用留」(八七)も同様の内容で、より一層詳しい記載がみられる。

小入用帳にみられる村の経済生活にたいし、縁組・別家・火事・ききん・物価の変動・地震など様々な変事を寛保二年(一七四二)から安政三年(一八五六)まで一四四年にわたって記した「永代記録帳」(八六)も興味ぶかい史料である。

#### (4) 農業の発達と争論

新田開発と きびしい農民統制、過重な経済的負担の枠の中にあっても農民は懸命に生活を守り、育て用水の利用 ていった。城崎地域でみられる享保・元文期(一七一六―四〇)にはじまる新田開発もその一つであった(八八―九〇)。また、新田開発以上に生産をあげていくため重要なものに用水・溜池の利用の問題があった。海辺に近く円山川の流れを中心にした海拔ゼロメートル地帯にあって用水の利用は溜池によるものが多かった。用水場の設置(九二)や溜池の利用をめぐる村同志の対立はさげがたいものになっていった。(九三・九四)。せまい田畑にしがみつくようにして生きていかねばならないこの地域の農民には溜池のためにつくられた堤は唯一の稲木いなぎの設置場所でもあった。溜池堤の利用をめぐる争論が非常に多い(九六・九七・九八・九九)のもこの地域の大きい特色である。

山野の利用―入 用水利用と同時に入会山における苻敷肥料の利用が農業生産の重要な基盤であった。会山争論の増大 封建支配に対応し、生活を守っていくためには農業生産力の向上を計らねばならな

った。そのためには肥料源として広範な入会山の存在は不可欠であった。入会山をめぐる争論は郡境争論にはじまり、村境争論、村同志の入会利用権をめぐる争論へと発展していった。貞享二年(一六八五)の

宮代谷の入会争論は来日村と簸磯村の争いであり（一〇三・一〇四）、城崎地域における入会山争論の出發であり、その後一八世紀に入り、拡大し激化していった。そうした事例として、明和四〜五年（一七六七）における今津・戸嶋両村の入会争論、文化五年（一八〇八）の楽々浦村・飯谷村の入会争論をあげることができる。

#### （5）産業と交通の発達

##### 川魚と水運

農地が少なく、山野にも乏しい城崎地域の農民にとって川魚業による収益は無視出来ないものであった。漁場侵害をめぐる楽々浦村と小嶋村の争論は延宝五年（一六七七）という早い時期にはじまっていた（一二四）。そして、天保期以降、魚場・網場をめぐる楽々浦・小嶋・今津村の対立（一二五〜一二九）は次第に村の生活をかけた争論へと発展していった。引網稼ぎ、投網稼ぎによる大川筋の川魚と共に円山川の水運稼ぎも重要な役割を果たしていた。江戸の磯野八郎兵衛、福井与右衛門の両名によって津居山湊の高瀬舟が運行されていった。八郎兵衛と与右衛門の両名は享保七年（一七二二）津居山・瀬戸・小嶋・桃嶋・湯嶋・今津・来日・簸磯の各村と相對証文を取りかわしている。それによると、高瀬舟の通行が田地の用水の障害にならないこと、船往来筋の村方に迷惑をかけること、普請などに必要な竹木は勝手に伐採せず、購入すること、田畑囲いの土手・杭・柵に損傷をあたえた場合は弁済すること、川筋六カ村の川魚の妨げにならないこと等々農民の利益・権益を容認する（一三三）ことを前提にしていた。

高瀬舟による水運の発達とともに川筋の村々の「手船」による渡船、村の重立むらたてったもの出銀による渡

船の運行もうまれた（一三三三）。明和五年（一七六八）の一月から七月にかけて今津村はほぼ毎日渡船の運賃収入を得ており（一三四）、五貫目以上の冥加金を上納している（一三五）。

（6）凶作・災害・飢饉

享保・天明・天保の三大飢饉のうち、城崎地方に深刻な被害を与えたのは天明・天保の両度の飢饉であった。今津村の庄屋が久美浜代官所に提出した。天明二年（一七八二）の願い書（一四四）により飢人数をみると、惣人数二七四人中二二六人（八二パーセント）で、男女とも葛根・木の実など懸命に拾い集め食に供していったが、白雪多く困窮し「百日分の夫食」の拝借を願っている。なんとか食べていけるものは二七四人中四八人（一七・五パーセント）にすぎなかった。とくに惨状をみせたのは天保の飢饉であった。天保八年（一八三七）三、五、六、七月の一カ月ごとに調べた難渋人・病人・餓死人の記録は天保

天保8年の難渋人病人餓死人

天保8年		3月人	5月人
気比村	難 渋 人	283	355
	病 人	60	69
	餓 死 人	11	9
楽々浦村	難 渋 人	128	121
	病 人	35	38
	餓 死 人	11	3
戸嶋村	難 渋 人	140	113
	病 人	34	35
	餓 死 人	4	1

天保8年6月死者の様態  
(1カ月間)

1	老衰死	6人	10.5%	61.4%
2	実病ニテ死	16	28.0	
3	飢餓死	18	31.6	
4	飢餓、時病ニテ死	17	29.8	
	計	57	100%	

飢饉のすさまじさをしめしている。例えば、氣比村・楽々浦村・戸嶋村の三方村の三月と五月の難法人・病人・餓死人の数字をみる「表」の通りである。氣比村では天保八年三月一人、五月には九人が餓死している。

また同年六月の「死失人取調帳」(一五〇)によって森組一三カ村の一カ月間の死者五七人の様態をみると、天寿を成しとげて死去した人は六人(二〇・五%)、にすぎなかった。飢餓死は一八人(三一・六%)、飢餓による衰弱に加え、時疫(伝染病)のため死亡したのは一七人(二九・八%)で飢餓との係わりによって死亡したのは死者全体の六一・四パーセントであった。

(7) 洪水・大風・地震の災害

深刻な飢餓の被害に加えて城崎地域の農民は地盤も低く毎年のように襲ってくる大洪水の被害に悩まされつづけてきた。寛政二年(一七九〇)の大雨の時も桃嶋村では三七軒中二一軒が床上まで浸水し、無難であったのは僅か七軒のみであった(一五二)。嘉永三年には前代未聞の大洪水に見舞われ、城崎郡の九カ村は生活に窮し二二〇両という大金の拝借を願いでいる(一五四)。また、安政二年(一八五五)の大地震と大風の二重の災害のときは家屋の全壊が続出し、樹木の倒潰もすごい。

(8) 農民の団結と抵抗

城崎地域の農民は苛酷な封建支配に加えて自然の反乱、すなわち凶作・飢饉・洪水・大風・地震等々の圧迫から逃れられなかった。生きていくためには弱い農民は身体を寄せあい、結束し、要求をまとめ訴状

を提出し、抵抗していく以外に道はなかった。享保二十年（二七三五）、増徴に反対する城崎郡四三方村の庄屋・年寄・百姓代三役の連名による惣百姓衆の訴訟一件がそれであり、その内容は銀納値段について極めて高免であつた豊岡町の売買値の銀四匁増の取立に反対することであつた。豊岡領の高免は毛付高にたいし七割五分であつたといわれ、その上に加えての増免ではどうしようもなかつたのである。むしろ、豊岡領の平均値段の三匁引下げ値段の石代納にしてほしいと訴えている。

その後、城崎郡五〇カ村農民の行動が最も大きくもりあがつたのは延享三年（二七四六）の本書収載の二通の訴状（一八一、一八二）に幕府巡見使への惣百姓の訴訟行動であつた。この二通の訴状は今津村上崎家と楽々浦村瀬崎家の文書で、ほぼ同じ内容のものである。瀬崎家の文書には「明和二年（一七六五）二月、結村善治良これを写す」と記した袋の中に入れており、原本を書き写して保存していったものである。巡見使へ訴えたこの文書はこの二通以外にもあり、その字体は必ずしも同じではない。百姓の正当な主張を述べたこの訴状は城崎地方の農民にとつて貴重な記録であり、多くの村で書き写し保存されていったのであろう。その主な内容は、御料所になつた享保十二年（一七二七）から、平岡代官のとき「定免三分増」となり、さらに元文元年（一七三六）に豊岡領平均値段の四匁増免のごとく急速に年貢増徴が計られていったこと、しかも三匁四割余の損毛・出水・風損にも検見引は認められず、検見引は一切なかつた。また、普請工事なども取り上げられず、すべて百姓負担の自普請を命ぜられた。このままでは百姓に田畑を手放し、町人の小作人に転落するほか道がないと訴えている。巡見使にたいしては、寛政元年（一七八九）四月にも城崎・気多・養父・二方の四郡の惣百姓が訴状を提出し窮状を訴えている（一八三）。

# 第一節 村々の概要

## 1、城崎地方の支配

### 一、今津村の領主年代記

(上崎茂家所藏文書)

壹万千百六拾七石壹斗三升五合  
内

三千四拾式石三斗八升壹合

桑作

式千八百六拾八石八斗

森

式千七百四拾式石四斗式合

大浜

式千五百拾三石五斗六升五合

鹽田

豊岡杉原伯耆守様巳後御料

御代官

承応三年より

五味備前守様

明暦三寅年

右御同人様

万治二亥迄六年

右御同人様

同三子年より

五味藤九郎様

寛文三卯年迄

右同人様

同四辰年より

彦坂平九郎様

同七未年迄

右同人

同八申年より 京極伊勢守御私領ニ罷成候

右御同人

延宝元丑より同八申

右御同人

天和元酉より同三亥迄

右御同人

貞享元子より同四卯迄

右同人

元禄元辰より同十六未迄

右同人

宝永元申より同十六未迄

右御同人

正徳元卯より同五未迄

右御同人

享保元申より同十一午迄

御同人

右五拾九年豊岡私領也

当郡享保十二未年御上地罷成申候

未申兩年

平岡彦兵衛様御支配

享保十四酉元年

千種清右衛門様兩御支配

同十五戌元年

佐々木佐太郎様御支配

同十六亥より丑迄三年

岡田庄太夫様御支配

同十七年寅より元文五申迄七年 小林孫四郎様御支

配

然共申年ハ檢見又ハ御取箇

石原清左衛門様

正田庄九郎様

千種清右衛門様

寛保元酉より延享二丑迄五年

堀江清次郎様

延享三寅元年御見分取箇

小野佐太夫様

同四卯辰二年

滝川小右衛門様御支配久美付

寛延二巳より申迄四年

小野佐太夫様御支配生野へ帰り

宝曆三酉より宝曆五年亥年迄三年御支配

岩佐郷藏様御支配

宝曆六子年より寅迄三年 斎藤新八郎様御支配所成

り

宝曆卯九年より宝曆十一年巳年迄二年

大野佐左衛門様辰十年御支配所成り

明和元申より 志村新左衛門様酉迄二年御支配所

明和戌年より 今井平三郎様明和八卯年六年之御支

配

安永元辰年より三年迄 平三郎様

安永四未より 万年七郎右衛門様安永五申迄二年御

支配

安永六酉年より 奥野総十郎様安永九子年迄御支配

天明元丑年より 真野四郎左衛門様

天明六年御支配所

天明八申年迄 真野四郎左衛門様御支配

天明申暮より 生野稻垣藤四郎様御預り

びぜんちう笠岡菅谷弥十郎様御両人御預り

寛政元年九月迄申酉二年九月迄

寛政元酉八月より野村権九郎様御支配

二戌

三亥

四子

五丑

六寅

七卯



第一節 村々の概要

(表紙)

但馬国城崎御支配日記
------------

宝暦但馬大名領主

- 一四万八千石 仙石越前守
- 一壘万五千石 京極甲斐守
- 一六千六百石 山名因幡守
- 一三千石 小出左京

- 八辰
  - 九巳
  - 十年
  - 十一未
  - 十二月 九月 御代官替  
塩谷大四郎様御支配
- 二、城崎の領主代官名と年代記  
(秦忠雄家所蔵文書)

- 一 式千石 小出縫殿
- 一 式千石 小出内記
- 一 千五百石 小出権之助
- 一 式千石 京極兵部
- 一 千式百石 杉原播磨守
- 朱印ノ神社
- 一 三十三石 妙見山
- 一 七石 帝釈寺
- 一 五十七石 黒川大名寺
- 栗鹿
- 大明神
- 豊岡城開闢
- 羽柴美濃守日代宮部善祥房
- 天正八庚辰
- 同九辛巳より
- 十年
- 十一未迄三ヶ年間知行高三万五千石
- 同十二甲申より
- 木下助兵衛
- 十三酉迄二ヶ年知行高右同断

同十四丙戌より

尾藤久右衛門

八卯

十五亥

知行高右同断

九辰

十六子

十巳

十七丑

十一午

十八寅

十二未

十九卯

十三申

文禄元壬辰

十四酉

同二癸巳迄九年之間

十五戌

同三甲午より

明石右近マサ之助

十六亥

知行右同断

十七子

同四未

十八丑

慶長元丙申

十九甲寅

同二丁酉迄右四年之間

元和元乙卯

同三戊戌より

福原右馬之助

二辰

四亥

三巳

五子

四年

六丑

五未

七寅

六申

第一節 村々の概要

七酉  
 八戌  
 九亥  
 寛永元子  
 二丑  
 三寅  
 四卯  
 五辰迄右三十一年  
 同六巳二月より  
 七年  
 八未  
 九申  
 十酉  
 十一戌  
 十二亥  
 十三子  
 十四丑  
 十五寅

杉原伯耆守

十六卯  
 十七辰  
 十八巳  
 十九午  
 廿未  
 正保元甲申  
 二酉  
 三戌  
 同四亥  
 慶安元戊子迄廿ヶ年之間  
 同二丑  
 子息杉原吉兵衛尉  
 舍弟杉原帯刀  
 同三寅  
 四卯  
 承応元壬辰  
 同二巳迄右五年間帯刀  
 同三甲午より豊岡城主改繩二付御料五味備前守支配  
 所

明暦元乙未

延宝元丑

二申

二寅

三酉

三卯

万治元戊

四辰

二亥

五巳

三子迄右七ヶ年三万五千石

六午

寛文元丑より

五味藤九郎支配所

七未

同二寅

八申

同三卯迄右三ヶ年

天和元酉

同四辰より

彦坂平九郎支配所

二戌

五巳

三亥

六午

真享元子

七未迄四年之間

二丑

同八戌申より丹後田辺より御移京極氏

三寅

九酉

四卯

十戌

元禄元辰

十一亥

二巳

十二子

三午

第一節 村々の概要

宝永元申  
 四未  
 五申  
 六酉  
 七戌  
 八亥  
 九子  
 十丑  
 十一寅  
 十二卯  
 十三辰  
 十四巳  
 十五午  
 十六未

正徳元卯  
 六丑  
 七寅  
 二辰  
 三巳  
 四午  
 五未  
 享保元申  
 二酉  
 三戌  
 四亥  
 五子  
 六丑  
 七寅  
 八卯  
 九辰  
 十巳  
 十一丙午迄

京極伊勢守  
 同 甲斐守  
 同 加賀守  
 同 土肥之助  
 右五十九年三万五千石

同年壹万五千石二成

貳万石上地ノ分御料

同十二未

御代官平岡彦兵衛

同十三申年迄二ヶ年支配

同十四酉

御代官千種清右衛門

中嶋内蔵助湯嶋御陣屋

十五戌同

佐々木佐太郎

同十六亥生野

岡田庄太夫御支配

同十七子亥より三ヶ年丑迄

同十八丑

小林孫四郎

同廿 卯

元文元辰

一一巳

三年

生野付御支配

四未右六ヶ年

五申

御代官石原清左衛門

正田庄九郎 右三人御預ケ支配

千種清右衛門

寛保元酉より

御代官堀江清次郎

二戌

三亥

延享元子

二丑迄五ヶ年

三寅

生野御代官小野佐太夫

右寅年九月より丹後久美浜御代官

滝川小右衛門

同四卯

寛延元辰迄

二巳より

生野銀山御代官

小野佐太夫

三年

宝曆元年

二申迄四年

三酉より

生野御代官岩佐郷蔵

四戌

第一節 村々の概要

五亥

六子七月迄御支配

生野御代官斎藤新八郎

七丑

八寅

九卯十一月迄御支配

十辰卯十二月より丹後久美浜付

御代官大野佐左衛門

十一巳七月より久美浜御代官

志村新左衛門定免

十二午

十三未

明和元申

二酉

生野平岡彦兵衛様御預り所

三戌八月より同十一月迄大坂

辻太郎左衛門様預り

同年十一月より

今井平三郎様

四亥

五子

六丑

七寅

八卯

九辰

安永元也

安永二巳

三午

四未二月より

五申同七月より

六酉七月より

七戌

八亥

九子

天明元丑

二寅

三卯

四辰

平岡彦兵衛様

万年七郎右衛門様御預り

万年七郎右衛門様配支

奥野総十郎様配支

五巳 御上より役人仕候武七郎

六午

七未

八申十一月

豊岡御預り

生野

寛政元酉九月

野村権九郎様御配支つゞ

二戌十二月米納被仰付御願申候

三亥

四子

五丑

六寅

七卯

八辰

九巳

十午

十一未

野村豊岡京極様十一月鯨巻新川堀

十二申

同野村様京極様二月より来日□川堀并谷川替

有之候来日□はなより向松たけ山上岩二渡り

九拾間塩谷大四郎様九月九日着

享和元酉

二戌

三亥

文化元子三月十二日触

二丑

三寅

四卯

五辰

六巳

七午

八未

九申

十酉

十一戌

十二亥



平岡様御越十三子 子□共御替り被極候

十二月三日着

御代官様

田口五郎左衛門様

十四丑

寛文六丙午 山崩大洪水

御支配彦坂平九郎

同七未

同八申 大雪ふる

同九酉 此四年凶年続飢死其数不知大凶年也

宝永元甲申 大ひでり 但し伊勢ぬけ参多し

享保六辛丑五月十丙年ト云大豊年

享保十七壬子 五穀高値飢死多し

元文元丙辰七月廿一日朝六ツより晚六ツ迄大汐

宝曆五乙亥 五穀高値

宝曆六丙子七月晦日夜より八月 朔昼迄大汐指

宝曆十二壬午七月十六日 大洪水山崩

八月八日 大凶年

明和四亥年 寒中二竹の子生養父郡所々小嶋村徳兵衛

家上生

同五戊子七月廿一日 二百十日当大風洪水凶年

同六己丑七月十六日夜より廿二日晚迄大雨元文元宝

曆十二明和六三度大汐高下壱寸違此間二中汐六

度

明和六己丑十二月 湯嶋へくちなわ出 寒中二温泉寺

二まむし出

同年五六月 大竹二餅の如之物成

但し大サ茶碗程竹之大小二随桃嶋之内新田屋家

上成

同年五月二丹波へ松芋出ル。山城畿内ニハ柳餅成。

稲二俵の如物成

同七寅 大ひでり

同八卯 大ひでり

但し五月より伊勢ぬけ参り。国々難算

同年 髪の毛ふる。山城より東国但し長八寸より壱

尺六七寸

明和九辰八月廿一日 大風洪水

安永改元辰

同二巳

同三年

同四未

同五申

同六酉

同七戌

同八亥

万年七郎右衛門様

奥野総十郎様

同四辰

同五巳

同六年

同七未

同八申

三、牢番の費用と牢の経費 (1)

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

寛政年中内二長崎山

竹ニ亦餅様者なる也

文化九申年 寒竹出生。尤三月朔日 人見出其

竹□少外より青サうつし打見聞ハ音やわらか成

音多た長廿老尺五寸計葉少出生ついに七月時分

立がれ申候其竹誠ニやわらか成事前代見聞大雪

三月三日雪多有六月朔日所々ニ雪有申候

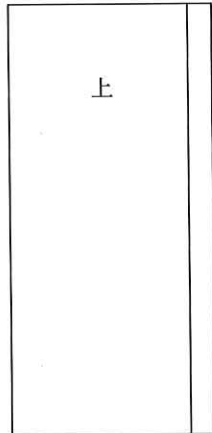
同九子

天明元辛丑

同二寅 真野四郎左衛門様

同三卯

(表紙)



雲州糸郡森村出生

無宿石蔵

当卯二十才

勢州東成郡長谷村出生

無宿次郎吉

第一節 村々の概要

当卯十九才

一 壹匁八分

牢番 貳人  
番賃

一 貳匁貳分

右牢番 貳人  
飯代

一 五分五厘

入牢 貳人  
米壹升代

一 三分

当七月米値段  
平均五十五匁値段  
味噌塩薪代

×四匁八分五厘

貳人分  
壹晝夜分

当七月朔日 今同十日迄

此分 ×四拾八匁五分

当卯三十四才

当七月十一日 入牢被仰付候

一 四匁

牢番 晝夜 貳人  
番賃 飯代 共

一 八分貳厘五毛

一 四分五厘

×五匁貳分七厘五毛

当七月十一日 今同十四日迄

此分 ×貳拾壹匁壹分

尾州海東郡津嶋橋詰町

当七月十七日 入牢被仰付候

当卯三十三才

一 貳匁七分

牢番 晝夜  
三人番賃

下総国相馬郡木遣り村出生

無宿 與吉

一 三匁三分

一 壹匁壹分

右三人飯代

入牢人 四人

一 六分

米貳升<sup>(マ)</sup>〇代

味噌塩薪代

四人分

壹昼夜分

右ノ壹貫八拾壹匁七分貳厘五毛

惣ノ壹貫三百八拾壹匁貳分貳厘五毛

七月八日

一 薪炭拾貫目

八月九月壬九月十月迄壹ヶ月拾五メ目ツ、

一 同六拾貫目

十一月分

一 同貳拾貫目

ノ九拾貫目

此俵六拾俵 壹俵壹ノ五百匁ツ、当テ

代 五拾四匁 平均値段段壹表ニ付九分替え当テ

一 拾六匁三分四厘

当七月今十一月迄入牢人五人之分ちり紙壹日ニ

壹人ニ付貳文ツ、

七月分八合

八月九月壬九月十月十一月壹升ツ、

一 燈油五升八合

番所

壹升ニ付値段段四匁八分替へ

右ノ貳百三拾壹匁

当八月十六日入牢被仰付候

一 貳匁七分

当所無宿刀藏

牢番昼夜

三人番賃

右三人飯代

入牢人五人

米貳升五合代

味噌塩薪代

五人分

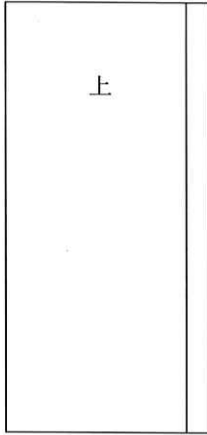
壹昼夜分

ノ八匁壹分二厘五毛

当八月十六日今十一月晦日迄

此日数百三十三日分

(表紙)



雲州久米郡森村出生

無宿 石蔵

代式拾七匁八分四厘

一 壹夜三夕三才之御手当テ

一 九分

当卯式十才

一 同式拾七匁八分四厘 右同断

一 壹匁壹分

牢番昼夜番賃

右者入牢人式ヶ所ニ御座候ニ付式ヶ所分入用

一 式分五厘

米五合代

ノ百式拾六匁式厘

一 壹分五厘

味噌塩薪代

一 三匁八分 蕙拾枚代

ノ式匁四分

入牢人壹人ニ付式枚ツ、五人分

一 昼夜入用之分

惣合壹貫五百拾壹匁四厘五毛

十二月朔日合同月十八日迄

此分ノ四拾三匁式分

四、牢番の費用と牢の経費 (2)

(瀧崎藤右衛門家所蔵文書)

此時入牢人式人ニ御座候ニ付入用割訖ニ御座候

一 壹匁八分

牢番式人昼夜番賃

一 式匁式分

右牢番式人飯代

一 式分五厘

入牢人米五合代

一 壹分五厘

味噌塩薪代

ノ四匁四分

一 昼夜入用之分

十二月十九日合当五月九日迄此日数小を引

ノ百三拾九日

此分 六百拾壹匁六分

撰州東成郡長谷村出生

伝兵衛倅

無宿 次郎吉

当卯十九才

右之者当五月十日入牢被為仰附候ニ付入牢人式

人ニ相成候

一 四匁

牢番昼夜式人

番賃飯代此

一 五分

入牢人米壹升代

式 人 分

一 三分

味噌塩薪代

式 人 分

ノ四匁八分

一 昼夜分

五月十日ノ六月晦日迄此日数小を引

ノ五十日

此分 式百四拾目

三口ノ八百九拾四匁八分

薪炭十二月正月二月

式拾貫目づつ

同三月四月

壹ケ月

十五ノ目づつ

同五月六月同

十貫目づつ

炭目方ノ百拾貫目

壹俵壹貫五百目与当平均壹匁づつ之当

此代 七拾三匁三分三厘

此内四匁五厘引 是ハ寅十二月朔日ノ同月十八日迄但

馬美合郡下岡村之者入牢ニ付此筋之割当而残六拾九匁

式分四厘

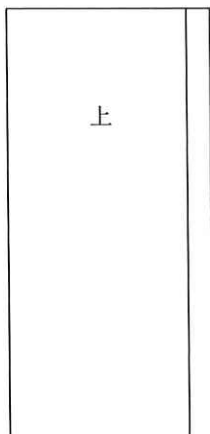
十二月朔日ノ当六月晦日迄炭代之分

一番所燈シ油十二月正月二月

壹ケ月ニ壹升づつ

同三月四月五月六月壹ケ月ニ八合づつ

(表紙)



但馬養父郡横いき村

無宿 亀藏

油ノ六升式合

此分 式拾九匁七分六厘

油壹升二付四百八拾文がへ

一 四匁八分八厘 ちり紙代

寅十二月朔日合当六月晦日迄之分

一 昼夜式厘づつ当

三口ノ百三匁八分八厘

惣ノ九百九拾八匁六分八厘

五、牢番の費用と牢の経費 (3)

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

年廿九才

右之者当御支配所江入込盜賊致し候ニ付差押江去ル十一月十六日合当二月十日迄嚴敷差留置以来御支配所江不立入様申聞相払御事

此分八十三泊り

丹波亀山出生

無宿 清治郎

年廿五才

右之者盜惡事致し候ニ付去ル十二月十六差押江当二月十日迄差留置相払候御事

此分五十四泊り

但馬手辺出生

無宿 丈三郎

右之者当御支配所江入込御法度之筋相背俳徊致し候ニ付差押江去ル十一月廿六日合十二月廿一日迄手当致し置相払候者

此分式十五泊

播州惣ノ八代出生

無宿 勝蔵

右同断御法度之筋相背俳徊致し候ニ付差押江去ル十一月廿七日今十二月廿一日迄差留置相払候者

此分式十四泊り

当国中郡新治村

無宿 六蔵

年式十三才

右之者当御支配所江入込盗賊致し候ニ付差押江当三月五日今同月廿六日迄差留置相払候者

此分式十一日泊り

当国宮津出生

無宿 仙吉

年式十一才

右之者は适度々当御支配所江入込小盗致し候者ニ付差押候処猶此度入込候ニ付差押江五月七日今同六月十五日迄差留置相払候御事

此分三拾九泊り

京都出生大坂墨入

無宿 竹松

右之者当御支配所江入込外盗賊与申合盗賊致し俳徊致し候ニ付差押江当三月廿二日今同六月十五日迄差留置相払候もの

相払候もの

此分八十五泊り

播州古地庄村

無宿 竹蔵

年十九才

右之者小盗致し候心得ニ而御郡中俳徊致し候ニ付差押江当五月十八日今同六月十五日迄差留置相払候御事

此分式拾五泊り

江州志賀郡

新在家村

無宿 市蔵

年三十一才

右之者大坂墨入盗賊ニ而入込候ニ付差押江四月廿八日今同六月十五日迄差留置相払候もの



此分四拾七泊り

但馬美含郡一日市村

無宿 吉藏

年十九才

右之者当御支配所江入込盗ミ悪事致し候ニ付是迄度々  
差押江相仏候処此度立帰盗賊致し候ニ付当五月五日  
同六月十五日迄差留置相払候もの

此分四拾一泊り

播州

無宿 治郎吉

右之者当御支配所ニ而盗賊致し候ニ付差押江五月五日  
迄当五月十日迄手当致し置

此分五泊り

無宿 坊主

弁善

右之者当御支配所ニお為て盗ミ悪事致し候ニ付当二月  
十五日迄同月廿九日迄差留置相払候御事

此分十四泊り

肥後国八代郡

長崎御支配所之由

五ヶ庄二重村

文右衛門

年三十二才

同女房 つる

年式十六才

嘉兵衛

年五十二才

同女房 たや

年四十五才

金時

年廿才

弟 嘉吉

年十二才

金藏

年四十才

太郎

メ八人二重村之者之由

年十四才

同国同郡同御支配所之由

板木村

新兵衛

年十四才

妹 いて

年十三才

喜兵衛

年四十六才

同娘 ゆい

徳市

年二十才

同妹 つい

年十五才

弁蔵

年二十一才

子之吉

メ八人共板木村之者之由

年十六才

右拾六人之者賃薬商いたし当御支配所江入込候ニ付差押江当三月朔日ヨ同月七日迄差留置以来当御支配所江不出入様厳敷申聞相払候御事

右十六人之者六泊り宛

此分メ九十六泊り

惣合五百五拾九泊り

此代

百三拾九匁七分五厘

壹人ニ付入用

壹分五厘

米代壹人前三合当

八厘

味噌塩薪代

貳厘

ちり紙代

メ貳分五厘

右壹泊入用

薪炭

十二月 正月 二月 壹ケ月ニ貳拾貫目宛

同 三月 四月 壹ヶ月拾五貫目づつ

同 五月 六月 壹ヶ月二拾貫目づつ

右十二月分当六月十五日迄六ヶ月半

此炭目方百五貫目 壹俵二付壹貫五百目

此俵数 七拾俵 代七拾目 平均壹匁当

番所燈し油

十二月 正月 二月 壹ヶ月二壹升宛

同三月四月五月六月 壹ヶ月二付八合づつ

六ヶ月半此油 五升八合

壹升二付四百八拾文

此銀 貳拾七匁八分四厘

右ノ 貳百三拾七匁五分九厘

外二百九拾三泊り

右之盜賊悪党者手当致し置候付昼夜壹人

ツツ番手当者入用

一十三泊り

是者賃薬売候もの十六人手当致し候節其筋懸り

之番人出張人分

右式口ノ貳百六泊り代貳百六拾七匁八分

壹泊り三分二厘

六、番人の諸費用の書き上げ

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

(表紙)

上
---

当七月七日夜九ツ時下ノ宮村御百姓衆ノ由八人計其外番人差添申聞候ハ湯嶋大和屋ニ而相客を切付候者、今夕五ツ半時釜田村辺ニ出右ニ付番人差押ニ掛り候処、宮井村番人数ケ所切ら連直様相果候様子かげ村番人福田村番人是も生死不知別而馬地村御百姓衆壹人切ら連是も命ハなき様子其外疵受候者追々有之候由、何分大変之事故有増し見聞相達し候与御座候ニ付直様御上様江此段奉申上右手当ニ差掛り候始末御

座候御事

一金拾兩

右当七月七日夜豊岡御家中小頭様ハ平右衛門拜借仕

播州へ持参致候金子七月より九月迄利足三ヶ月分

銀貳拾三匁五分三厘

元利銀

六百七拾三匁五分三厘

九月廿日御返上申上九月ハ十二月迄四ヶ月半利足

銀三拾六匁三分七厘

元利

銀七百九匁九分

七月七日夜先手当銀

一金壹兩貳分

代九拾七匁五分

右一件二付手当銀播州高砂迄参候入用

同

一銀拾八匁

栃谷村番人

播州二而取替候分同人江相渡ス

同

一金壹兩三分

代百拾三匁七分五厘

但馬畑上番人

同 飯谷番人

当郡壹分番人

右三人二相渡畑上飯谷番人

二人但馬上郡ハ歸り壹分番人

但馬今野村番人播州高砂まで参り入用

同

一金壹分貳朱

代貳拾四匁三分七厘

是八十楽新兵衛様早飛脚二而播州姫路ハ高砂迄参

り候小遣入用之分

当郡栃谷番人  
〃 三谷番人  
〃 友重番人  
〃 新庄番人

第一節 村々の概要

同

一金卷両三分札三分

代百拾四匁五厘

当郡 切畑番人

〃 上ヶ畑番人

〃 長野番人

〃 蒲井番人

〃 芦原番人

右連中之者播州高砂まで参り候入用之分

同

一札拾五匁六厘

湊番人

是ハ但馬上郡迄参り候節小夫取替候分同人へ相渡

ス

同

一札拾三匁六分八厘

但馬大谷番人

上郡辺手当ニ参り候節小遣取替候分同人江相渡ス

同

一銀五匁五分五厘

是ハ七月十五日雲八外番人手当之者豊岡迄幸七召

連ニ参候入用之分

同

一札三拾七匁式分五厘

当郡 佐野番人

〃 布袋番人

播州高砂迄入用銀取替候分布袋番人へ相渡ス

一札九分八厘

丸山番人

浦明番人

豊岡ニ而取かへ候分相渡ス

七月十日出立

一銀百目六分七厘

竹野郡間人番人

豊岡御領分

一日市村番人

右兩人之者播州より大坂并ニ京都江参り候節人用

壹匁ニ付三十五匁かへ

同

一札拾貳匁

一札壹匁六厘

右一件入用わらんじ百五拾足代

中郡新治番人

壹足ニ付代八文ツ、

同人取替候分相渡ス

メ銀四百七拾三匁八分九厘

同

メ札百貳拾九匁貳分八厘

一札五匁五分

当郡丸山番人

二口メ六百目六分貳厘

同 三分番人

七月の十二月迄利足

右一件ニ付但馬江参り候節小遣之分相渡ス

利銀五拾目四分五厘

同

惣メ六百五拾壹匁七厘

一札三拾貳匁三分三厘

七月払

同神崎番人

一札拾貳匁

同平田番人

十楽新兵衛様飛脚手間賃壹日ニ付貳匁ツ、相渡ス

生野銀山迄参り候入用

同

同

一札貳匁

一札拾壹匁四分貳厘

幸七牢屋迄かごちんましまし下ノ宮村人足へ渡ス

是ハ一件ニ付ろうそく入用掛目四百匁代

一札貳匁

与吉牢屋迄かごちんまし湯嶋村人足へ相渡ス

同

一札三匁五分

一札八匁三厘

一同三匁式分五厘

同村十右衛門様を書付参り候節相払候分

右者と吉かつ湯嶋を当処へ連帰り候節入用又引払  
之節入用之分

四口

一札三拾四匁五分五厘

一札三匁

七月十九日大篠岡村番人江相渡ス

右一件二付飛脚ちん平田村久八様へ相渡ス

同

一札三匁

一札五拾式匁七厘

十樂久五郎様文助様兩人七月七日夜次田村番人ま  
て并ニ布袋村へ飛脚ちん相渡ス

右者湯嶋村番人方ニ而播州かぎ万称ち吉与吉かつ  
外に老博奕打右之者差押取調中諸向入用物外

一札式匁

一金壹兩

宮井村番人

一札三匁四分六厘

下ノ宮村重左衛門様を書付参り右相払

七月七日夜右悪堂者四人釜田村ニ而差押ニ取掛り

一札式拾匁六分三厘

同村重左衛門様を書付参り候節相渡ス

候処右四人一同切付相果候ニ付諸向取片付手当与  
して右番人親共へ差遣し候

使永富番人

一札式匁三分九厘

同村四郎右衛門様を書付参り右相払候分

七月二十八日此時小遣

一壹匁

右同人取かへ渡ス

同御領分

一札式匁

福田村番人

十楽湊屋様ゆしま行飛脚ちん相払

右場所二而左之手多分切ら連候二付養生手当テ差遣候

銀六拾五匁

遣候

札ノ百式拾匁三分七厘

此夫 栃谷村番人

此銀百拾八匁

友重村番人

二口銀ノ百八拾三匁

一札拾壹匁七分八厘

利 拾五匁三分七厘 七月の十二月迄六ヶ月利

右一件二付但馬へ参り候節何角入用之分栃谷番人

足也

友重番人兩人江相渡ス

惣ノ銀百九拾八匁三分七厘

八月三日

八月三日

一札式匁

一金壹兩壹分

是ハ弥ぢ吉引払之節わらじ錢ニ差遣し候

豊岡御領分

同

かげ村番人

一札式匁

右ハ釜田村へ欠付ケ取掛り候処右之腕多分切ら連

是も同人女房へ遣し候

其節生死之躰も難知候二付養生料として遣し候

一金式朱

切畑番人

五日

是ハ播州ニ而取替居候分八月ニ同人江相渡ス

一金三分

一金三兩



第一節 村々の概要

七月九日右一件手当之者

生野番人へ借用之分八月三日但馬野坂村番人使二

而相渡ス

一札九匁九分九厘

右野坂村番人生野行之節取替候小遣之分相渡ス

右八月分

ノ銀三百三拾三匁三分三厘

一札ノ式拾五匁七分七厘

此銀式拾五匁式分五厘

二口ノ銀三百五拾八匁三分八厘

利銀式拾五匁八分 八月より十二月迄五ヶ月分利

足

ノ銀三百八拾四匁三分八厘

九月廿四日

一金壹両壹分

豊岡平右衛門へ取替候金子九月廿四日二相渡ス

同

一銀拾三匁四分

右同人より取替之分相渡ス

同

一金壹両

右同人方へ

右一件二付所々番人手当出入諸向入用之分相渡ス

九月廿五日

一札壹匁式分七厘

右一件二付奥佐野村番人厚く世話ニ相成候手当ニ

遣ス

同

一札壹匁式分七厘

品物代

右一件二付但馬上ケ石村番人厚く世話ニ相成候手

当ニ遣ス

同

一札壹匁式分七厘

品物代

但馬手辺村番人右同断

同

一金壹分二朱

右但馬宍田村番人取替候分相渡ス

但馬竹田村番人右一件二付厚くセ話ニ相成候手当

同

二遣シ

一札壹匁式分七厘

品物代

一札八匁

右同断セ話ニ相成候手当ニ遣シ

但馬堀畑村番人ニ而右一件二付入用之分相払候此

一札壹匁式分七厘

品物代

時堀畑村迄飛脚ちん壹匁

但馬宿南村番人右同断セ話ニ相成候手当ニ遣シ

同廿六日

一札式拾八匁八分四厘

一札四匁

右一件二付但馬八鹿村番人分用之分相渡ス

但馬生野番人江相渡ス

一札壹匁式分七厘

品物代

同

右同断厚くセ話ニ相成候手当ニ遣シ

一札壹匁式分七厘

一札式拾目

右生野奥金谷番人一件二付厚くセ話ニ相成候手当

右同所番人方ニ而諸向入用之分相渡ス

二遣シ

一金壹両

同

但馬養父村番人分手当之者かり用之分相渡し候金

一金壹分

子

一札壹匁式分七厘

品物代

一札壹匁式分七厘

品物代

同断番人厚くセ話ニ相成候手当ニ遣シ

是ハ播州福本番人頭右一件二付姫路高砂迄も出張  
相働候ニ付手当相渡し置候

一札壹匁式分七厘

品物代

同廿七日

一金

札沓匁式分七厘

是ハ播州姫路番人頭伊左衛門方へ欠付一件手当相願候処早速承知致シ同人相役頭分之者角三郎佐助佐五郎評定之上御掛り之御役人様へ奉申上厚手当致呉有之候ニ付右手当相渡し候

同廿八日

一金壹分

札沓匁式分七厘

姫路番人頭角三郎右同断ニ付相渡ス

同

一、金貳朱

札沓匁式分七厘

右同断番人頭佐助右同断ニ付相渡ス

同

一、金貳朱

札沓匁式分七厘

右同所番人頭佐五郎右同断ニ相渡ス

同

一、金貳朱

札沓匁式分七厘

品物代  
播州鹿摩番人頭右姫路同様相働候ニ付手当ニ相渡し置候

同

一、金貳朱

札沓匁式分七厘

品物代  
同所番人頭右同断ニ付手当相渡し置候

一、札三匁

播州白国村番人右手当ニ付入用相渡ス

一、札八分

是ハ姫路分右白国へ飛脚ちん払

九月廿五日出立

一銀六拾式匁四分 雲八

永富番人

右一件ニ付手当之節厚く手当御世話ニ相成其節所々ニ而手当之者小遣かり用致候分引払別而姫路

御領分厚爲騷候ニ付挨拶京都悲田院各諸国へ厚御

手当有之候ニ付此段申立方但馬谷播州姫路夫各京

都迄参り候分

拾式泊り 百八拾文宿料八拾文昼遣し

ノ式百六拾文壹人分一日之引当テ

同一銀拾匁

右ハ京都ニ而厚御セ話ニ相成候方へ入用もの

同一札拾九匁六分

是ハ南谷小屋ニ而右一件ニ付諸人用申出候間栃江

村番人江九月廿四日ニ相渡ス

同一札九匁四分四厘

下ノ宮村与十郎様方其外入用之由是も栃江番人江

相渡ス

同一札九匁八分五厘

但馬岩井村番人目坂番人手当之節取替候分右兩人

ニ相渡ス

一札四匁

七月七日夜口馬地各南谷道筋張番入用三谷番人相

渡ス

一札四匁四分五厘

但馬河谷村番人取替居候分相渡ス

銀ノ四百式匁六分八厘

札ノ百三拾式匁三厘

此銀百式拾九匁四分四厘

二口ノ銀五百三拾式匁叁分三厘

利三拾壹匁九分三厘 九月各十二月迄四ヶ月利足

ノ五百六拾四匁六厘

惣ノ銀式貫五百七匁五分八厘

一七月六日夜九ツ半頃湯嶋各右一件ニ付早飛脚参り

二人壹飯

一々七日朝ゆし満辺手当

三人壹飯

一々昼豊岡向手当

三人壹飯

一々夕三原峠張番

三人壹飯

一々

第一節 村々の概要

一々夕三原峠張番	三人老飯	一同夕飯	十三人老飯
一々夕馬地谷張番	四人老飯	一同	三人老飯
一々夕張番出入	十人老飯	一七月十一日朝	三人老飯
一々夜明ヶ方組合番人但馬へ参り手当	八人老飯	一同昼	三人老飯
一々八日朝下宮へ飛脚	二人老飯	一同諸方合見舞	七人老飯
一々同断手当之者	十三人老飯	一同夜	十三人老飯
一々下宮合飛脚帰り	耆人老飯	一七月十二日朝	九人老飯
一々但馬方へ向手当人	十二人老飯	一同見舞	三人老飯
一々手当出入	五人老飯	一同	七人老飯
一々七月九日朝豊岡合ゆし満江参り者	耆人老飯	一同昼	六人老飯
一々	六人老飯	一同同	十人老飯
一々但馬方合帰り者	十四人老飯	一同	式人老飯
一々夜	十人老飯	一同夜	三人老飯
一同夜諸方合見舞	六人老飯	一宮津番人頭合一件手当方	式人老飯
一同但馬合歸ル者	十人老飯	尋二参り候者	式人老飯
一七月十日朝手当人出入	八人老飯	一同十三日朝	五人老飯
一同昼	四人老飯	一同	六人老飯
一同	四人老飯	一同昼	耆人老飯

一 峯山 <small>今</small> 見舞者	二人 <small>壹</small> 飯	一同夕是ハ諸方 <small>今</small> 手当一同引取	四十一人 <small>壹</small> 飯
一同夜	四人 <small>壹</small> 飯	一同十六日朝	十五人 <small>壹</small> 飯
一 十四日朝	三人 <small>壹</small> 飯	一同昼	十五人 <small>壹</small> 飯
一同	四人 <small>壹</small> 飯	一同夕	六人 <small>壹</small> 飯
一同昼	五人 <small>壹</small> 飯	一 七月十八日夜組合番人出張諸向相勤候者三人	三人 <small>壹</small> 飯
一 七月十四日昼	十人 <small>壹</small> 飯	一同十九日朝	三人 <small>壹</small> 飯
一同夜田辺 <small>今</small> 一件手当方尋参り候者泊り二人分	四人 <small>壹</small> 飯	一同昼	三人 <small>壹</small> 飯
	二人成	一同夜	三人 <small>壹</small> 飯
一同夜	十二人 <small>壹</small> 飯	一同廿日朝	三人 <small>壹</small> 飯
一 七月十五日朝	八人 <small>壹</small> 飯	一 七月廿七日夜野垣番人	三人 <small>壹</small> 飯
一同昼播州 <small>今</small> 幸七連帰り	廿五人 <small>壹</small> 飯	一同廿八日朝	三人 <small>壹</small> 飯
一同	三人 <small>壹</small> 飯	一同昼	三人 <small>壹</small> 飯
一同	八人 <small>壹</small> 飯	一同昼称ち吉	三人 <small>壹</small> 飯
一 七月十五日昼出石 <small>今</small> 見舞	式人 <small>壹</small> 飯	一同与吉女房	三人 <small>壹</small> 飯
一同出入手当者	六人 <small>壹</small> 飯	一 八月三日野垣番人	三人 <small>壹</small> 飯
一同	三人 <small>壹</small> 飯	一同四日	三人 <small>壹</small> 飯
一同	三人 <small>壹</small> 飯	一同五日朝	三人 <small>壹</small> 飯

第一節 村々の概要

一 八月六日

一 同十日

一 同夜

一 同十一日

一 同昼

一 八月十一日昼

二人 杓飯

二人 杓飯

三人 杓飯

二人 杓飯

二人 杓飯

二人 杓飯

ノ 四百四拾杓飯

杓泊り 杓 三分

杓飯 二付四分三厘ツ、

此分百九拾目九分六厘

右惣合式貫六百九拾八匁五分四厘

右一件諸向勘定

雲八

栃谷番人

友重番人

永留番人

丸山番人

切畑番人

右之者立合之上取調奉差上候御事

2、検地の実施—検地帳と地詰帳

七、桃嶋村延宝四年の検地帳

(秦忠雄家所蔵文書)

(表紙)

<p>丙 <small>(一六七六)</small> 延宝四年 城崎郡之内桃嶋村地詰帳 辰三月日</p>
--

見たと谷

一 中田三畝

あわら谷

一 下田四畝九歩

同所

一 下田四畝三歩

藤左衛門

清五郎

忠右衛門

大たき

一下畑壹畝九歩

佐右衛門  
後家

松ヶ脇

一下畑拾八歩

清右衛門

同所

一下畑壹畝三歩

小兵衛

同所

一下畑廿七歩

藤右衛門

大たき

一下畑壹畝三歩

惣兵衛

同所

一下畑壹畝拾貳歩

惣分(ツマ)

同所

一下畑貳畝拾貳歩

忠右衛門

多ひ寿山

一下畑四畝廿四歩

佐右衛門  
後家

同所

一下畑壹畝

伝蔵

むかひ

一下々畑拾貳歩

市郎右衛門

同所

一下畑壹畝廿四歩

惣兵衛

同所

一稗田壹畝

清右衛門

同所

一下畑拾五歩

伝蔵

同所

一中畑廿七歩

同人

同所

一中畑九歩

惣兵衛

同所

一中畑拾貳歩

太郎右衛門

神崎

一下畑三畝拾五歩

藤左衛門

同所

一中畑六歩

惣兵衛